

道路巡回業務等 共通仕様書（案）

第1章 総 則

第1条 適用範囲

道路巡回業務等 共通仕様書（案）（以下、「共通仕様書」という。）は、国土交通省東北地方整備局が委託する道路巡回業務等（以下「業務」という。）に適用する。なお、道路巡回業務等とは、道路巡回業務、道路情報連絡業務、道路施設機器監視業務、道路許認可適正化業務を総称している。

- 2 特記仕様書及び共通仕様書は相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は契約の履行を拘束する。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 一 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 二 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 三 「調査職員」とは、設計図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第8条に規定する者をいう。
- 四 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 五 「業務従事者」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く）で、「道路巡回員」「巡回運行人」「許認可等補助員」・「適正化指導補助員」・「道路情報連絡員」・「道路情報連絡補助員」・「道路施設監視員（または道路施設監視補助員）」をいう。
- 六 「検査職員」とは、業務の完了の検査にあたって、契約書第19条2項に基づき、検査を行うものとする。
- 七 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 八 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 九 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 十 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 十一 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について書面をもって知らせることをいう。
- 十二 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 十三 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 十四 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、業務の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十五 「書面」とは、発行年月日を記録し、署名又は捺印した手書き、印刷物の伝達物をいう。緊急を要する場合は、電話連絡やファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 十六 「打合せ」とは、道路巡回業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

十七 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。

第3条 一般留意事項

業務の実施にあたっては、別添に示す業務指揮系統に基づき行うものとする。

- 2 管理技術者は契約書第7条に示す事項について、業務従事者に適切に指導するとともに、契約書第9条に示す内容について、その事務を行うとともに、業務の適正な履行を確保するため、道路管理に関する関係法令及び諸規定等を十分理解し、諸事項を適切に行われるように、業務従事者を確実に指揮監督しなければならない。
- 3 管理技術者は、別途特記仕様書に定めるところにより調査職員と打合せを行うものとし、その結果について打合わせ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 4 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議するものとする。
- 5 管理技術者は、業務の履行期間中は、受注者と直接的雇用関係にある者でなければならない。

第4条 業務従事者

業務従事者は、業務に関わる関係法令、通達、要領を十分理解し、管理技術者の指揮のもとに適正かつ迅速に業務を実施するものとする。

- 2 道路巡回業務に従事する者は、「道路巡回員」とする。
- 3 道路巡回運転業務に従事する者は、「巡回運行員」とする。
- 4 許認可等補助業務に従事する者は、「許認可等補助員」とする。
- 5 適正化指導補助業務に従事する者は、「適正化指導補助員」とする。なお、許認可等補助業務及び適正化指導補助業務の両業務に従事する者は、「許認可等補助・適正化指導補助員」とする。
- 6 道路情報管理業務に従事する者は、「道路情報連絡員」、「道路情報連絡補助員」とする。
- 7 道路情報施設監視業務に従事する者は、「道路施設監視員、道路施設監視補助員」とする。

第5条 業務計画書

受注者は、契約後速やかに業務項目、業務実施方法、業務組織計画、管理技術者の業務従事者に対する指揮命令、その他、業務実施に関する必要事項を記載した業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

なお、業務実施計画書の内容に変更が生じた場合は、同様に変更計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第6条 業務実施報告書

受注者は、本共通仕様書各章で定める業務実施報告書を作成し、調査職員に提出するものとする。

第7条 資料の貸与及び返却

調査職員は、業務遂行上必要な関連資料・図書等を、受注者に貸与するものとする。

2. 受注者は、貸与された関連資料・図書等の必要がなくなった場合はただちに調査職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された関連資料・図書等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

第8条 再委託の事前承諾

契約書第5条1項に規定する再委託の事前承諾に関する書面は「別記様式-1」とする。

第2章 道路巡回業務

第9条 道路巡回業務の目的及び内容

道路巡回は、道路が常時良好な状態に保てるよう、道路及び道路の利用状態を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して適宜の措置を講ずるとともに、道路管理上必要な情報及び資料を収集することを目的とし、第12条から第15条に掲げる業務を適正に実施するものである。

第10条 道路巡回計画

受注者は、巡回方法、巡回体制、連絡系統などを定めた道路巡回計画を作成し、調査職員に提出しなければならない。

第11条 道路巡回業務の種類

道路巡回の種類は、通常巡回、異常時巡回とする。

第12条 通常巡回

通常巡回は、主として次の各号に掲げる事項について、対象全区間を巡回車両内からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩等により行うものとする。

一 道路及び道路の付属物

- イ 路面、路肩、路側及び法面
- ロ 排水施設
- ハ 構造物
- ニ 交通安全施設（道路標識及び道路情報施設含む）
- ホ 街路樹及び植樹帯
- ヘ 地点標及び境界杭

二 交通の状況、特に道路工事等の施行箇所における保安施設の設置状況及び交通処理状況

三 道路隣接地における工事等道路に及ぼしている影響

四 道路の占用状況等

五 降積雪状況及び雪崩危険箇所等の状況

第13条 異常時巡回

異常時巡回は、台風、豪雨、地震等により、交通障害若しくは災害が発生した場合、またはその恐れがある場合、巡回車両内からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩等により行うものとする。

第14条 巡回の準備

道路巡回員は巡回に先立ちあらかじめ関係書類等により工事箇所その他必要な事項を把握しておくものとする。

2. 巡回の種類及び道路の状況に応じ、次の資機材の内必要と認めらるるものを携行する。

- イ 道路管理資料
- ロ 記録測定器具
- ハ 保安器具
- ニ 照明器具
- ホ 応急材料
- ヘ 工具

第15条 道路巡回の実施

1. 道路巡回は、次の事項を遵守して行うものとし、その他は、調査職員との打合せによるものとする。

2. 受注者は、道路巡回に当たってはあらかじめ身分交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、道路巡回に際しては、これを常に携帯し、発注者が指示する腕章を着用しなければ

ならない。また、巡回時の服装は調査職員の承諾を得る者とする。

なお、受注者は業務完了後速やかに身分証明書を発注者に返却しなければならない。

3. 道路巡回員は、道路及び道路付属物等の損傷、路上障害物等を発見した場合はすみやかに交通の危険を防止するため、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、受注者はその状況について調査職員に報告するものとする。
4. 受注者は、下記のような緊急を要する場合、速やかに調査職員に報告しなければならない。
 - 一 路面陥没、路肩崩落、法面崩壊・亀裂、雪崩発生等道路に異常を認められた場合又は、その恐れがあると認められた場合
 - 二 道路及び道路付属物等の損傷により交通に支障が生じている場合
 - 三 交通事故等により交通に支障が生じている場合
 - 四 その他、一般交通に影響を与える事象等速やかに報告すべきと判断された場合
5. 下記のような場合は、道路巡回員は適宜措置を講ずるものとする。
 - 一 一般交通に影響を与える落下物等の処理
 - 二 路面の凹凸の応急処理
 - 三 路面汚損、道路の不正使用、不法占用等の行為を確認した場合
 - 四 措置するにあたって疑義が生じた場合は、管理技術者は適宜調査職員に確認し、指示を受けるものとする。
6. 受注者は、占用工事等に起因して道路交通及び沿道の土地利用に支障が生じている場合又はその恐れがある場合には、標識及び保安施設の設置、交通の誘導、障害物の除去等について、発見の日時、場所及び状況を調査職員に報告するものとする。
7. 受注者は、道路の不法占用等その他道路の管理上支障となる行為を発見した場合には、適切な措置を講ずるとともに、発見の日時、場所及び状況を調査職員に報告するものとする。
8. 道路巡回にあたって必要と認めるときは、写真撮影をし、日時及びその状況等を記録しておくものとする。
9. 受注者は異常時巡回の巡回状況について適宜、無線、K-cos、携帯端末等の通信手段を用いて調査職員に状況を報告するものとする。なお、詳細については調査職員と協議するものとする。
10. 巡回終了後、道路巡回日誌を作成するものとする。

第16条 業務実施報告書

受注者は道路巡回日誌を取りまとめ、別途定める特記仕様書に基づき、業務実施報告書として、調査職員に提出するものとする。

第3章 道路巡回運転業務

第17条 道路巡回運転業務の目的及び内容

1. 道路巡回運転業務は、道路巡回時の車両を運転するものとし、運転に際しては道路交通法等法令を遵守し安全運転に専念するものとするとともに運転中等で車両に異常が発生した場合又は、事故が発生した場合は、受注者は速やかに調査職員に報告するものとする。

2. 業務内容

巡回運行員は、以下の業務を実施するものとする。

- ・道路パトロールカーによる運転業務
- ・車両及び回転灯・標識装置等の運行前点検
- ・燃料の補給
- ・赤色灯を回転させての緊急走行
- ・一般通行に支障を及ぼす事象を自ら発見した場合の停車措置
- ・一般通行に支障を及ぼす事象を同乗している道路巡回員が発見したと感知した場合の停車

措置

- ・道路巡回員が路上作業を行うための通行車両の誘導
- ・パトロールカーに装着された標識装置の操作
- ・道路巡回員が一人でできない作業の補助

3. 自動車保険に関する事務

管理技術者等は、自動車保険に係る事務を行うものとする。(自動車損害賠償保障法に基づく強制保険にかかる事務を除く)。

乙が契約締結する自動車保険に関する担保種類等は別に定める。

4. 修理等に関する費用

1) 甲は、次の事項を実施する場合は、あらかじめ乙に連絡するものとする。

- ・車検及び定期点検整備
- ・道路巡回運転日誌等で報告異常等があった場合の、修理・整備(乙の責によらない修理)

2) 乙の責による道路パトロールカー(付属機器含む)の破損・故障の場合の修理費は、乙の負担とする。

第18条 業務対象車両への受注者名の標示

業務対象車両で道路巡回を行う際は、受注者の名称を車両に標示するものとする。なお、標示方法等の詳細については、調査職員と協議するものとする。

第19条 業務実施報告書

受注者は道路巡回運転日誌を取りまとめ、別途定める特記仕様書に基づき、業務実施報告書として、調査職員に提出するものとする。

第4章 許認可等補助業務・適正化指導補助業務

第20条 許認可等補助業務・適正化指導補助業務の目的

許認可等補助業務及び適正化指導補助業務は、道路関係法令に基づく申請書類の受付・審査の補助、不法占用物件の是正指導の補助などを行うことにより、道路の保全や適切な利用を図るものである。

第21条 業務内容

許認可等補助業務及び適正化指導補助業務は、道路管理関係事務のうち、次の各号の事項を実施するものとする。

一 許認可等補助業務

- ①道路法に基づく各種申請書類の受付、審査の補助及び実施状況の確認補助
- ②苦情申立等に係わる受付、伝達、現地立会の補助
- ③道路境界明示、確定に係わる立会、審査等の補助
- ④特殊車両通行許可申請書審査、書類整理、電算機操作補助
- ⑤特殊車両通行許可申請に係わる指導の補助
- ⑥その他、道路管理の許認可業務に関わる業務の補助

二 適正化指導補助業務

- ①道路の不正使用、不法占用に係わる指導取締の補助
- ②特殊車両通行の指導取締事務の補助
- ③各種台帳、付図等の整理

- ④資料の分類及びファイリング業務に関する補助
- ⑤道路施設現況データ整備、道路台帳付図等の点検、修正、整備の補助
- ⑥システムのオペレート業務の補助
- ⑦その他、道路管理の適正化指導等に関わる業務の補助

第22条 業務実施報告書

受注者は別途特記仕様書に定める業務処理書を取りまとめ、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し調査職員に提出するものとする。

- 一 実施した業務の内容
- 二 その他必要事項

第5章 道路情報連絡業務

第23条 道路情報連絡業務の目的

道路情報連絡業務は、道路の災害や突発的な事故及び道路の異常等緊急通報等を迅速かつ、的確に収集するものとし、第25条に掲げる業務を実施するものである。

第24条 対象施設

道路情報連絡業務の対象とする施設は、別途定める特記仕様書によるものとし、道路情報連絡員はこの施設を利用できるものとする。

第25条 業務内容

道路情報連絡業務の範囲は、下記のとおりとし、実施方法等の詳細は、調査職員との打合せによるものとする。なお、道路災害等緊急性のある情報を収集した場合は受注者は速やかに調査職員に報告するものとする。

- ①道路情報の収集、処理、情報提供装置操作及び記録
- ②対象施設の監視、操作及び記録
- ③状態監視に伴う点検、復旧操作及び消耗品補給
- ④一般電話、（警察等関係機関からの）緊急通報、道路緊急ダイヤルに対する応対、連絡及び待機
- ⑤他道路管理者及び関係機関との情報連絡

第26条 業務実施報告書

受注者は別途特記仕様書に定める道路情報管理の業務処理記録を取りまとめ、業務実施報告書として調査職員に提出するものとする。

第6章 道路施設監視業務

第27条 道路施設監視業務の目的

道路施設監視業務は、道路の災害や突発的な事故及び道路の異常等緊急通報等を迅速かつ、的確に収集するものとし、第29条に掲げる業務を実施するものである。

第28条 対象施設

道路施設監視業務の対象とする施設は、別途定める特記仕様書によるものとし、道路施設監視員はこの施設を利用するものとする。

第29条 業務内容

道路情報監視業務の範囲は、下記のとおりとし、実施方法等の詳細は、調査職員との打合せ

によるものとする。なお、道路災害等緊急性のある情報を収集した場合は受注者は速やかに調査職員に報告するものとする。

- ①道路情報の収集、処理、情報提供装置操作及び記録
- ②対象施設の監視、操作及び記録
- ③状態監視に伴う点検、復旧操作及び消耗品補給
- ④一般電話、（警察等関係機関からの）緊急通報に対する応対、連絡及び待機

第30条 業務実施報告書

受注者は別途特記仕様書に定める道路情報管理施設監視の業務処理記録を取りまとめ、業務実施報告書として調査職員に提出するものとする。

「業務指揮系統」

